

出店される皆様へお願い

(一社) 長久手市観光交流協会

イベント出店 食品取扱について (販売でも無料配布でも関係なく不特定多数の方に提供する事案)

瀬戸保健所 食品衛生課 あさひなさん 電話0561-82-2196

2019年7月3日 杉山

1 申請がいない食品＝物品販売 (屋外・屋内の別なし)

① 食品衛生管理者がいる製造許可をもっている施設で調理している食べ物であること。

② 個別包装されており、製造者情報が表示されている食品であること。

事例：個別包装され製造者シールが貼ってあるもの。パン、物販されている弁当、ペットボトル (そのまま提供) 飲料
(製造者や賞味期限などが表示されていないと袋に入ってもダメ)

2 申請がいたる食品

その場所で調理行為がある食品提供 事例 袋から出して盛り付けするだけでも調理。ジュースをコップに注いで提供も調理。
珈琲を抽出して提供する場合は申請が必要

	申請するもの	申請者	
屋内会場	臨時営業許可証	出店者	食品衛生管理者を置く施設の方がイベント会場で調理提供する場合
屋外会場	露天商登録	出店者	取り扱い商品目 28品が対象。1度登録すると5年継続
	臨時営業許可証		28品目以外の食品物。および出店毎に許可証を出す
臨時営業許可	対象物、調理方法によって、危険度が高さによって保健所からの指導内容が変わる (確認すること)		

3 イベント主催者へお願い

① 出店者リストの作成、提出 ② イベント前日か当日開催前の保健所指導予約

名前 作成リスト内容と現場での状態が一致しているかの確認する準備連絡が必要

屋号

品目 (物販か食品提供か)

調理方法

臨時申請有無

申請済の場合、申請用紙のコピー添付